

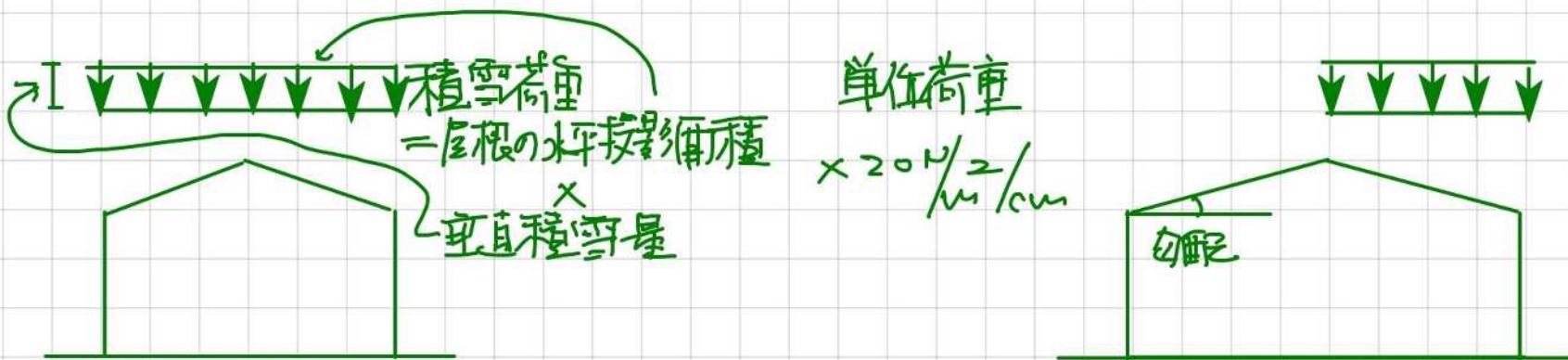
R04-N0.8 積雪荷重

1. 屋根面における積雪量が不均等となるおそれのある場合においては、その影響を考慮して積雪荷重を計算しなければならない。

2. 垂直積雪量が1mを超える場合、雪下ろしの実況に応じて垂直積雪量を1mまで減らして積雪荷重を計算した建築物については、その出入口、主要な居室又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示しなければならない。

3. 多雪区域以外の区域における大スパン等の一定の条件を満たす緩勾配屋根を有する建築物では、屋根版の構造種別によっては、構造計算において用いる積雪荷重に積雪後の降雨を考慮した割増係数を乗じることが求められる場合がある。

4. 多雪区域を指定する基準において、積雪の初終間日数の平年値が30日以上の区域であっても、垂直積雪量が1m未満の場合は、多雪区域とはならない。



第86条(積雪荷重)

1. 積雪荷重は、積雪の単位荷重に屋根の水平投影面積及びその地方における垂直積雪量を乗じて計算しなければならない。
2. 積雪の単位荷重は、積雪量1cmごとに1m²につき20N以上としなければならない。ただし、特定行政庁は、国土交通大臣が定める基準に基づいて多雪区域を指定し、その区域につきこれと異なる定めをすることができる。
3. 垂直積雪量は、国土交通大臣が定める基準に基づいて特定行政庁が規則で定める数値としなければならない。
4. 屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、その勾配が60度以下の場合は、その勾配に応じて屋根形状係数を乗じた数値とし、その勾配が60度を超える場合は、0とすることができる。
5. 屋根面における積雪量が不均等になるおそれのある場合においては、その影響を考慮して積雪荷重を計算しなければならない。
6. 雪下ろしを行う慣習のある地方においては、その地方における垂直積雪量が1mを超える場合においても、積雪荷重は、雪下ろしの実況に応じて垂直積雪量を1mまで減らして計算することができる。
7. 前項の規定により垂直積雪量を減らして積雪荷重を計算した建築物については、その出入口、主要な居室又はその他見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示しなければならない。

86-1付1号

第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第86条第2項ただし書に規定する多雪区域を指定する基準は、次の各号のいずれかとする。

- 一 第2の規定による垂直積雪量が1メートル以上の区域
- 二 積雪の初終間日数(当該区域中の積雪部分の割合が2分の1を超える状態が継続する期間の日数をいう。)の平年値が30日以上の区域

86-1付2号

1. 多雪区域以外の区域にある建築物
2. 垂直積雪量が15cm以上の区域にある建築物
3. 屋根重量が軽い(屋根版がRC造又はSRC造でない)
4. 緩勾配屋根(15度(約2.68/10)以下)
5. 棟から軒までの水平投影長さが10m以上

